

答申第3号

諮問第3号

件名：吉川三津子議員の政治倫理審査会に関する文書の個人情報一部開示決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

審査請求人が行った審査請求人に係る保有個人情報の開示請求に対して、愛西市議会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定に関し、審査請求人に係る保有個人情報ではないとして不開示とした、令和4年1月28日「政治倫理審査会・議事録」第2回及び令和4年2月22日「政治倫理審査会・議事録」第5回（以下「第2回及び第5回議事録」という。）については、不開示情報を除き開示すべきである。

2 審査請求の内容

- （1）本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年6月13日付けで廃止前の愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号。以下「条例」という。）に基づき行った個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和4年6月27日付けで行った個人情報一部開示決定処分（以下「原処分」という。）の一部取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由の要旨

第2回及び第5回議事録について、審査請求人に関する間違った記録が多数あるにも関わらず、不開示となっている。実施機関は、不開示とした理由を議事録には、審査請求人及びNPOの情報が記載されていないため、不開示としたと述べている。しかし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項では、個人情報には、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされている。

第2回及び第5回議事録には、審査請求人を代表者とするNPO法人（以下「当該NPO法人」という。）が行っている[]事業又は[]事業の内容についての記載があり、明らかに個人が識別できる情報が含まれているので、開示すべきである。

3 実施機関の弁明の要旨

（1）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

（2）弁明の理由

ア 審査請求人は、審査請求書に添付された理由書において、第2回及び第5回議事

録について「私どもに関する間違った記録が多数あるにも関わらず、非公開となっている。公開すべき」と主張するが、第2回及び第5回議事録には、審査請求人又は当該 NPO 法人の情報は記載されていない。

イ 条例第 14 条に規定する開示請求権は、開示請求者を本人とする保有個人情報について開示することができるものであるから、第2回及び第5回議事録については、審査請求人に同条に基づく開示請求権はない。

(3) 結論

以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 原処分に至る状況

ア 審査請求人は、令和4年6月13日付けで「吉川三津子議員の倫理審査会に関する文書一切（例 申請文書一式、審査会委員・議長・吉川議員に配布された文書、審査に使われた文書、議事録、審査会外で使った資料及び会議記録又は当事者・市民・市民団体から寄せられた文書等の一切など）」について個人情報開示請求を行った。

イ これに対し、実施機関は原処分を行った。

ウ 原処分を受けて審査請求人は、原処分は取り消されるべきだとして令和4年9月20日付けで審査請求を行った。

(2) 条例の定め

ア 条例第2条では、個人情報とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と定義されている。

イ 条例第14条では、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されている。

ウ 条例第16条では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと規定されている。

(3) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害され

ることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(4) 具体的な判断

ア 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報として「吉川三津子議員の倫理審査会に関する文書のうち、審査請求書、審査会資料、審査会会議録、市民等からの文書」(以下「本件特定文書」という。)を特定し原処分を行った。

イ 実施機関によると本件特定文書には、審査請求人の氏名又は当該NPO法人の名称が記載されているが、第2回及び第5回会議録は、単に「NPO法人」との記載に留まることから本件開示請求に係る保有個人情報として対象としなかったとのことである。

ウ なお、弁明書によると実施機関は、本件開示請求の対象となった保有個人情報が記載された公文書(以下「本件対象文書」という。)を特定するにあたっては、当該NPO法人の情報についても、審査請求人を本人とした保有個人情報であると整理したとのことである。

エ 本件対象公文書は、令和4年1月13日付けで一部の市議会議員から愛西市議会議員長に対し提出のあった愛西市議会議員政治倫理条例(平成24年愛西市条例第21号)第7条の規定に基づく審査の請求について、同月21日に設置された愛西市議会政治倫理審査会(以下「政倫審」という。)において行った審議等に関する文書である。政倫審では、当該審査の請求において審議の対象とされた市議会議員と当該NPO法人との関連性について審議がされたものである。

オ 当審査会において、第2回及び第5回議事録を確認したところ、当該文書は、政倫審の会議録であることが認められ、また、実施機関の主張のとおり同文書には、審査請求人の氏名又は審査請求人が代表を務めるNPO法人名の記載はなく、単に「NPO法人」との記載に留まるものであった。

カ しかしながら、本件特定文書との関連性(上記エ)から第2回及び第5回議事録に記載された「NPO法人」とは、審査請求人が代表を務めるNPO法人であることが明らかであると言える。

キ 条例第14条で規定する開示請求権は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるものであり、個人情報とは条例第2条において、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされている。

ク したがって、第2回及び第5回議事録に記載された「NPO法人」は、上記ウで記載した実施機関の整理に基づくのであれば、個人情報にあたる可言え、当該NPO法人の情報が記載されていないという実施機関の主張は是認できない。

ケ 以上のことから、第2回及び第5回議事録を本件開示請求に対する対象の公文書としてあらためて開示決定等をすべきである。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 開示請求者及び審査請求人の取扱いについて

本件開示請求における開示請求者の記載は、「[REDACTED]」となっており、本件審査請求における審査請求人（「[REDACTED]」）と異なるものとなっている。

しかしながら、原処分を行うにあたって実施機関は、当該 NPO 法人に関する情報については、当該 NPO 法人の代表者である審査請求人に係る個人情報であるという考えを前提に行なったとのことであり、また、そもそも開示請求は、法人が行うことができるものではないことから、本件における開示請求者及び審査請求人はどちらも「[REDACTED]」として取扱うものとする。

(2) 個人情報と法人情報について

そもそも条例第2条に規定する「個人情報」とは、自然人たる特定の「個人」を識別することができるものであり、法人等の団体は自然人ではないことから、法人等に関する情報は、ここでいう「個人」には本来該当しない。

実施機関は、本件特定公文書に記載されているとする開示請求者の保有「個人情報」を、当該 NPO 法人の代表者である開示請求者の氏名及び当該 NPO 法人の名称と特定しているが、上記によれば、このうち当該 NPO 法人の名称は、法人等に関する情報と言えることから、本来「個人情報」に当たらないと考えられる。

つまり、本件特定公文書のうち、当該 NPO 法人の名称のみをもって本件開示請求に対する公文書と特定したものについては、本来個人情報ではなく開示すべきものではないと言える。

なお、第2回及び第5回会議録については、「NPO 法人」という記載の他に開示請求者の個人情報が記載されないことからすると、本件開示請求に対する決定は、請求に係る文書を保有していないことを理由とした不開示決定処分が妥当なものと言えるが、原処分に対する本審査会の結論は、実施機関の上記（4）ウの整理に基づき行ったことを前提に判断したものであり、その結論は上記で述べたとおりであるから、この付言は、当審査会の結論に影響を与えるものではない。

今後は、開示決定等に当たっては、その対象となる保有「個人情報」の特定について十分精査した上で、適切に対応することが望まれる。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
R 5 . 5 . 19	諮問（弁明書の写しを添付）
R 6 . 7 . 29 (令和6年度 第1回審査会)	一回審議
R 7 . 7 . 17	答申